

平成30年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

平成30年3月6日（火曜日）

議事日程第3号

平成30年3月6日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（27人）

1番 高橋 幸晴	2番 小笠原 昌作	3番 三浦 常男
4番 佐藤 隆盛	5番 挽野 利恵	6番 秩父 博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡 喜芳	9番 本間 輝男
10番 藤田 和久	11番 佐藤 文子	12番 小山 緑郎
13番 小松 栄治	14番 後藤 健	15番 佐藤 育男
16番 古谷 武美	17番 児玉 裕一	18番 佐藤 芳雄
19番 高橋 徳久	20番 橋本 五郎	21番 渡邊秀俊
22番 佐藤 清吉	23番 金谷 道男	24番 大山 利吉
25番 鎌田 正	27番 橋村 誠	28番 茂木 隆

欠席議員（1人）

26番 高橋 敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	老松 博行	副市長	佐藤 芳彦
教育長	吉川 正一	代表監査委員	福原 堅悦
総務部長	今野 功成	企画部長	五十嵐 秀美

市民部長	佐川浩資	健康福祉部長	逸見博幸
農林部長	福田浩	経済産業部長	小野地洋
建設部長	古屋利彦	災害復旧事務所長	進藤孝雄
上下水道部長	高階仁	病院事務長	富樫公誠
教育指導部長	伊藤雅己	生涯学習部長	安達成年
総務課長	福原勝人		

議会事務局職員出席者

局長	伊藤義之	参考人	堀江孝明
主幹	齋藤孝文	主幹	富樫康隆
主席主査	佐藤和人		

午前10時00分 開議

○議長（茂木 隆） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、26番高橋敏英君であります。

○議長（茂木 隆） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（茂木 隆） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

6番秩父博樹君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹です。

定例会初日、老松市長より施政方針演説がありました。率直に当市の様々な課題に幅広く目を向けた施政方針というふうに感じました。市政の発展には、その一つ一つが大事な課題になりますが、個人的には特に首都圏からの移住者を呼び込むための取り組みとして、首都圏での相談会をはじめプロモーション動画やガイドブック、ブログ等を

活用した情報発信、それから、おためし移住体験などにより、本市の魅力発信に努めていくと、この情報発信という部分について、この事業は移住・定住の促進のほかにも通年型観光の促進、それから、交流人口の増加に資する効果、こういう二重三重の効果があると、そういうふうに考えることから、支持したいというふうに思います。

そこで、まずは交流人口の増加に資する環境整備について質問させていただきます。

国が「観光立国日本」を目指し、交流人口の増加、特に海外から日本に訪れる観光客をさらに増やそうと、そう取り組んでいる現状において、国全体としての交流人口は年々増加傾向にある中、大仙市としても様々な取り組みを進めているところですが、観光者目線に立っての環境整備のさらなる推進が求められるというふうに感じております。

多くの観光客が通年訪れる地域の状況を見ると、街並みの美しさに配慮した環境整備が進められており、訪れる人の心を和ませ、落ち着いて散策できる心地よい雰囲気が保たれています。

大仙市で今あるものを生かしながら一年を通して交流人口の増加に取り組むには、主な玄関口である大曲駅から、施工中の「はなび・アム」までの花火通り商店街周辺を、落ち着いて散策できる雰囲気へと変えていくことが有効というふうに考えることから、まずは通り沿いの無電柱化に係る費用がどの程度になるものか試算してみるべきと考えますが、いかがでしょうか。無電柱化に取り組むことによって視線を遮る電柱や電線がなくなれば、まちの景観が飛躍的に良くなるのは容易に想像できますが、例えばそのほかにも無電柱化によって歩行スペースが広がり、ベビーカーや車椅子、シルバーカー、このシルバーカーというのは高齢者用の手押し車ですけど、こういったものが移動しやすくなるといったバリアフリーに資する効果も期待できます。

また、災害対策としての角度から事例を挙げると、例えば、阪神・淡路大震災では約8,100本、東日本大震災では約5万6千本の電柱が倒壊などの被害を受け、その影響により、電柱に架かる電線などのケーブル線（架空線）も、断線被害が相次ぎました。しかし、阪神・淡路大震災において、地中化された通信ケーブル線の被害率は0.03%と、架空線の80分の1にとどまり、無電柱化が災害に強いことが改めて実証されております。

また、東日本大震災でも、津波エリアでの地中化された通信ケーブルの被害率が架空線に比べて25分の1で済んでおります。

花火産業構想における計画の中でも、「観光・商業・農業等様々な分野における『大

曲の花火』ブランドの戦略的活用により、国内外に向けた販路開拓と通年型観光振興、産業振興を総合的に推進する。」とありますし、今後の方向性としては、「観光客の誘致には、観光素材の充実と情報発信の継続的な取り組みが必要であり、四季の花火大会と8月開館予定の『はなび・アム』などを組み合わせた周遊ルートを構築し、情報発信をより一層進めていく。」というふうにあります。通り沿いの無電柱化は、この計画とも整合性のある取り組みであり、むしろ通年型観光振興の強化には必須事項であるというふうに考えます。

花火通り商店街の駅前の入口から丸子川に掛かる橋までは約500mですが、まずはこの間、8月にオープン予定の「はなび・アム」までの周遊ルート（動線）と位置付けて、無電柱化を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。市当局のご見解をお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の交流人口の増加に資する環境整備についてでありますが、市の玄関口であるJR大曲駅から丸子橋までの花火通り商店街を中心とする駅周辺におきましては、花火産業構想を進める中で観光・インバウンド推進の観点から、国の交付金等も活用し、観光客受け入れのため、環境整備に取り組んでまいりました。

具体的には、駅前への花火玉モニュメントの設置、駅前地下道への花火デザインの導入、駅構内の公共無線LANの整備、駅のトイレの洋式化、花火会場や市民会館周辺までの英語表記案内看板の整備などを実施しております。

また、国際花火シンポジウムにあわせ、大曲商工会議所が駅前に「大曲の花火カウンタダウンボード」を設置したほか、昨年10月には市内企業の協賛により、東北送配電サービス株式会社が大曲駅から浜町交差点、諏訪神社周辺へ至る電柱に大曲の花火をアピールする広告を設置するなど、官民一体となって取り組んできたところであります。

今年8月の「はなび・アム」の開館に伴い、JR大曲駅と花火通り商店街、丸子川橋上公園等の周遊性が高まり、交流人口の増加による商店街をはじめとした地域経済への波及効果が期待されることから、市ではさらに資料館の建設に向け、国の採択を受けた都市再生整備計画により、平成31年度までの3カ年にわたり、丸子川左岸の堤防歩道や案内サインを整備してまいります。

道路上の電柱・電線等につきましては、通行空間の安全性・快適性、良好な景観形成や観光振興及び道路の防災性の阻害要因となっており、無電柱化によるその効果については十分に認識しているところであります。

花火通り商店街の無電柱化につきましては、魅力ある街並み形成や将来ビジョン等、地元商店街や地域の皆様、また、電柱占用者である電気事業者などのご意見を十分に伺いながら、その必要性を検証するほか、事業費については国の補助金対象に合致するかなど先進地の事例を参考にしながら、試算も含め調査してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、秩父君。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。どれぐらいかかるか今後試算、調査していくというお答えというふうに取りました。

実際、この電柱、また架空線よりも地下に埋めるというのは、ざっくりお金かかることなんですよ。施工事例調べてみると、この電柱等の地中化というのは、地下に共同溝を設けて、その中にケーブルを通す方式なんですけど、ざっくりと1km当たり3億5,000万ぐらいかかるみたいです。ただ、今、2020年東京五輪に向けて、東京の方でもあちこちで施工行われていますけど、今まで新しい工法、直接埋設型という新しい工法ができてきている中で、その工法を取り入れると1km当たり大体ざっくりと8,000万ぐらいでできるということでした。ただ、あそこ、ただ500mですけど、直線のほかに横断歩行も入ってくると思うので、そこを実際しっかり試算してみないと、どれぐらいかかるかというのは出てこないと思いますけど、その辺も検討材料になっていくんじゃないかなというふうに思います。

来週の15日には市民会館で、ちょうど、非常にタイムリーだなと思ったんですけども、住む人も、訪れる人も、快適にまち歩きを楽しむことができる景観をテーマとした、まちなか回遊促進に関する講演会、これが開催されるということで、非常にタイムリーだなというふうに思いました。本当に今このときに考えていくべきことだなというふうに思いましたので、考えていく好機だとも思いますので、できれば前向きに考えていただければというふうに思います。

さっき市長の方から、国の方からの助成の対象になるかならないかという部分、そこ

も調査していくの非常に重要なと思いますので、今の国会にバリアフリー法改正案というのが提出されています。そこで注目したいのが都市部だけでなく、比較的小さい自治体の取り組みを支援する、その手立てが盛り込まれているということがあったので、その改正案では、このバリアフリーに関する大枠の方針を示すマスタープランの作成というのを市町村の努力義務というふうにしていまして、国がその作成費用を補助する、そういう仕組みが入ってました。大仙市として、駅だとか道路だとか公共施設だとか、そのバリアフリー化を一体的に進めていく場合、その費用の一部を国からの助成を受けやすくするためにには基本構想を作成する必要があるようです。こういう国からの助成が受けられる下地を整えてから考えていいければいいと思いますので、さっきの市長のご答弁でもそういうふうにありましたので、そういうふうに進めていければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（茂木 隆） 答弁は必要ありませんか。

○6番（秩父博樹） お願いします。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まずやはり、この無電柱化の最大の課題は、先程ご指摘ありましたように高いコストだと思っております。電線共同溝では3億5,000万というふうにおっしゃいましたけども、土木工事で3億5,000万で、そのほかに電気通信設備工事、まず1km当たり1億8,000万円というふうに記憶しております。ですから、1kmやるだけでかなりの経費がかかるということですけれども、県内の先進事例ということで、横手の増田で、これは蔵を意識した、実際、事業を実施しておりまして、600m、今、実施中ですかね。29年から31年まで、事業費約5億円ということで取りかかっているようあります。それから、羽後町の西馬内盆踊りの会場の道路、これは250mを実施した、これは平成19年・20年と約2億円ということだったようあります。いずれもやはりコストが高いということありますけれども、今、国の方でも低コスト手法ですかね、先程ご指摘ありました直接電線を埋め込む方式、これは日本の国内ではまだないということのようですが、いろいろ低コスト手法についても検討されているということありますので、そうしたものも含めて調査・研究してまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 次に、市民満足度の向上につながる職員満足度の向上について、お伺いいたします。

今期定例会の開会において、市長から、職員の着服や水道メーターの期限切れと府内の不祥事が相次いだ旨の残念な報告がありました。事務の見直しや管理の徹底などを進め、市民の信頼回復に努めるためには、その根底にある問題を見極める必要があると考え、市民満足度の向上につながる職員満足度の向上について質問させていただきます。

これまで当市では、「市民による市政評価」の施策に対する「満足度」などの調査・分析を実施し、平成28年度からは「市民による個別事業評価」の調査も加えてきましたが、市民満足度の向上には、職員の満足度の向上が必要というふうに考えます。

昨今では、少しずつですが「職員満足度」が重要視されてきており、これは民間企業における「従業員満足度」が参考にされているものです。

長年にわたり企業は顧客満足度を上げることが業績向上につながると考えてきました。しかし、それだけでは従業員のやりがいの損失やモチベーションの低下が見られ、結果として業務効率が停滞する傾向が見られるようになりました。これを改善するのが従業員満足度の向上になります。

今日では、民間企業に勤務する従業員の自社に対する満足度を高めることは、結果として当該企業の業績を向上させることにつながるという研究結果も出ており、自社に対する満足度が顧客満足度に強い影響を与えることが明らかになっていることから、企業価値を高めるためには、従業員の満足度が高くなければならないという認識のもと、従業員満足度を重要な経営指針の一つと位置付ける企業が増えています。この民間企業における「従業員満足度」を自治体に応用したものが「職員満足度」で、例を挙げると春日部市が継続的に取り組んでおり、そのほかにも横浜市や埼玉の吉川市、また、兵庫の川西市などが実施しておるようです。

市の職員の満足度が低下すると、自治体の使命である「市民の福祉の増進」は、実現されないと考えます。自らの福祉が遞減していく中で、市民の福祉を増進しようというのは、よほど高尚高潔な人柄でなければ難しいのではないかでしょうか。その意味で、「市民の福祉の増進」を進めていくためには、まずは職員の満足度を高めていく必要があります、職員満足度を調査し、得られた結果を職員が対象となる施策や事業に反映させて

いくことが必要と考えます。当市においても企業の考えを踏襲し、市民満足度の向上のために、職員満足度の向上を目的とした調査を実施すべきと考えるものですが、いかがでしょうか。市当局のご見解をお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の職員満足度調査について、お答え申し上げます。

民間企業における従業員満足度調査については、主に企業の業績向上のために行われており、従業員の会社に対する満足度を重要な経営指標の一つと位置付ける企業もあります。

職員満足度調査は、これを行政に当てはめ、職員満足度を高めることで市民満足度の向上につなげようとするものであります。実施している自治体においては、多様化・高度化する行政課題に対応するため、日々の業務量が増加し、職員の疲弊、士気の低下が懸念される状況の中、質の高いサービスを提供するために、職員の満足度や問題意識等の調査把握を行い、問題や課題の解決に市役所全体で取り組み、職員満足度の向上と市民満足度の向上の好循環につなげていくことが目標とされております。

本市におきましては、職員満足度調査は実施しておりませんが、毎年の定期人事異動に係る自己申告書において、異動希望とともに職務、職場、人事等に関する提案などを記載する項目も設けているほか、日頃悩んだり不満に思っていることは別途提出することとしております。

また、同時期に定期人事異動に係るヒアリングを実施し、事務事業や人員配置だけでなく、職員の勤務状況や職場環境における問題点などについても聞き取っており、職員が仕事をする上での問題の把握に努めているところであります。

このように、本市においても一定の把握は行っておりますが、職員満足度調査は自己申告書などよりも体系的で、また、職員にとっても、より提出しやすい環境において行われているものと思われますので、今後、先進事例を研究の上、導入について検討してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、6番。

○ 6 番（秩父博樹） 検討いただけるということで、よろしくお願ひいたします。

改めて、この市の行政の最終目的というのは、市民の福祉の増進だということを確認したいと思います。その目的を達成するために今述べさせていただいた市民の満足度の向上、それから職員の満足度の向上、これはどっちが上とか下とかではなく並列関係にあるというふうに考えます。その上で市の職員と市民の双方が、双赢の関係を築くために職員満足度の結果を生かしていくということは、市民の幸福度の向上にもつながっていくものと考えます。今後検討していただきて、できれば実施の方向をお願いしたいところですけど、その結果が市民の幸福につながっていくことを祈って、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（茂木 隆） 次に、3番の項目について質問を許します。

○ 6 番（秩父博樹） 三つ目に、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてお伺いいたします。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生・AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があり、学校での心肺蘇生教育は、その柱となるものと考えます。

平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。

しかしながら、未だなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年の9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されずに救命できなかった事例も複数報告されております。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができる」こと。また、「心肺蘇生法などを行うこと。」と表記されているとともに、同解説では「胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当てができるようにする。」というふうに明記されております。

しかしながら、教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で、これは全国のデータですけども、小学校で4.1%、中学校で28%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこで伺いますが、大仙市においても、児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。大仙市の小・中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また、教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取り組みも含めご答弁願います。

以上です。

○議長（茂木 隆） 3番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 質問の、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてお答え申し上げます。

学校におけるAED等を使用した心肺蘇生教育の普及推進を含む、児童生徒の命を守る危機管理体制の構築は、市教育委員会といたしましても極めて重要なことと捉えております。

各学校の「危機管理マニュアル」は、学校保健安全法第29条において作成が義務付けられており、全ての小・中学校がAEDの操作手順を記載し、心肺蘇生の流れについて教職員に周知しております。

AED操作を含む心肺蘇生講習の平成28年度の実施状況について、対象学年は様々でございますが、中学校11校中9校で生徒を対象に、小学校21校中7校で児童を対象に実施しております。実施していない中学校においては、避難所開設訓練等の中で心肺蘇生に触れております。

教職員については、AED設置後、各学校において定期的に実施しており、平成28年度は、中学校は10校で、小学校は17校で実施されております。

小学校では、現行及び新学習指導要領において、体育の授業で、けがの防止、すり傷や鼻出血などの簡単な手当などを学習することになっております。中学校においては、現行の学習指導要領の保健体育の授業において、心肺蘇生が取り上げられており、平成33年度から実施される新学習指導要領の解説には、さらに踏み込んでAED等の使用を取り上げることが明記されています。このことからも、特に中学校ではAEDを使用した心肺蘇生教育を推進していく必要があります。

市教育委員会といたしましては、消防署等、関係機関の協力を得ながら、校長会等を通じて心肺蘇生教育の内容の一層の充実を図ってまいります。

また、小学校についても、PTA等の際に児童と保護者が一緒にAED等を使用した心肺蘇生教育を実施するなど、早いうちからAEDの使用を経験する機会を積極的に設けていくよう働きかけてまいります。

かけがえのない児童生徒の命を守ることは、学校教育における最優先事項であり、市教育委員会として引き続き各学校の危機管理体制の充実に努めてまいります。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、6番。

○6番（秩父博樹） 今後さらに充実に努めていくということで、よろしくお願ひいたします。

今やられていない中学校、小学校もあるようでしたので、中学校だと11校中9校、小学校で21校中7校ということですので、これからやる方向で進めていただければというふうに思います。

小学校で行う場合、多分低学年だと早すぎると思うので、高学年、おそらく5年生程度とかそれぐらいからかなというふうにイメージするんですけど、その頃から定期的に始めていただいて、中学校に上がった時点では操作できるような、そういうイメージで進めていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

今後、一人一人全員が心肺蘇生法、また、AEDの操作できるようになることをお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（茂木 隆） これにて6番秩父博樹君の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、11番佐藤文子さん。

（「はい、議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、早速質問させていただきます。

はじめに、社会保障費「自然増」分の削減の問題との関連でお尋ねいたします。

安倍政権の経済政策「アベノミクス」が始まって5年が経ちます。大企業や富裕層が儲ければ国民全体が豊かになるという、いわゆるトリクルダウン政策をとり続けてまいりましたが、その一方で国民には消費税増税をはじめ社会保障の連續改悪を押し付けてまいりました。その結果、どういうことが起こったか。経済格差と貧困が拡大しているということは、既に皆さんもご承知です。

こうした中で安倍政権は社会保障予算を標的にして、「自然増」の削減を毎年続けてまいりました。2018年度（平成30年度）予算でも自然増分は6,300億円と見込んだものを、薬価や生活保護費、医療・介護関連で1,300億円削減し、自然増分は5,000億円以下に絞り込んだのであります。

安倍政権下での6回の予算編成で社会保障の自然増削減額の合計は1兆5,900億円で、年平均2,650億円となり、毎年2,200億円削減を実施した小泉内閣を上回る規模の削減をやってまいりました。今回は、この社会保障費自然増の削減問題に関連して2点お尋ねいたします。

まず、生活保護基準引き下げ問題についてお尋ねいたします。

政府は、10月から3年かけて生活保護の基準見直しによる引き下げを行おうとしております。見直しは、一つに、食費や光熱費などに充てる生活扶助費の見直しで、現行から平均で1.8%、最大5%を引き下げるのこととあります。

二つ目には、ひとり親世帯に支給される母子加算を現在の平均2万1千円から月1万7千円に4千円減額するようあります。

三つ目には、子育て世帯に支給する児童養育加算を現在の中学生までから高校生までに拡大するものの、3歳未満については1人当たり月額1万5千円から1万円に5千円減額するようあります。

四つ目には、教育扶助の中の学習支援費について、現在小学生が年3万1,500円、中学生が年5万3,400円、高校生が6万1,800円の定額支給をしているものを、今後は領収書による実費支給というふうなことをするようあります。

これら4点にわたる生活保護の基準見直しで削減額は160億円と言われております。これは2013年から3年かけて行われた生活扶助基準額の引き下げによって670億円削減を図られたことに次ぐものであります。

今回の生活保護基準見直しにより引き下げとなるのは、主に都市部の高齢者世帯や子

どもや家族の多い世帯というふうに言われてはおります。少子化は国難だとまで言って子育て応援を掲げる安倍首相が子育て世帯の中でも最も苦しい世帯に対して、しかも子どもの多い世帯ほど厳しく削減するのは筋の通らない話だと思います。

そこで伺います。2013年と今回の見直しによる生活保護支給額が2013年見直し前と比べてどのようになるのか、モデルとして、一つに夫婦と3人未満児1人の3人世帯、二つには、夫婦と小学生、中学生の4人世帯、三つ目には、母と小学生の2人世帯、四つ目には、母と小・中学生の3人世帯、五つ目には、高齢者単身世帯の五つの世帯類型ごとに示していただきたいと思います。大仙市の場合のモデルとしてご紹介いただきたいと思います。

二つ目には、政府は基準見直しについて、所得が最も少ない貧困層、これは10%いるようありますが、その所得が生活保護基準よりも下がっているということを理由にしておりますが、これでは政府が率先して貧困のスパイラルを生み出すものだと思います。政府に対して今回の生活保護基準引き下げ計画を中止し、2013年削減前の基準に戻すよう求めるべきだと思いますが、これに対する見解をお伺いします。

生活保護関連で二つ目には、就学援助制度の改善についてお尋ねいたします。

生活保護の基準引き下げは、住民税や保育料、介護保険料、就学援助制度、最低賃金などに連動し、低所得世帯の暮らしに大きな影響を与えます。厚労省は1月19日の対応方針で保育料の免除など影響の出る国の制度について、できる限りその影響が出ないよう対応するとして一方、自治体が行う準要保護者への就学援助などについては自治体において判断するとしております。

現在、大仙市では就学援助対象となる準要保護の基準を生活保護基準の1.3倍としているようですが、生活保護基準が下がれば準要保護基準も下がる仕組みとなります。

そこで提案ですが、一つに、生活保護基準引き下げの影響が就学援助に及ぼすことのないよう、準要保護の基準を生活保護基準の1.5倍、せめて1.4倍に引き上げることが必要だと思いますが、これへの見解を求めます。

二つ目には、全国の自治体には、就学援助の国の基準にはない支給項目を独自に補助しているところがあります。眼鏡やコンタクトレンズの購入代もその一つですが、東京都墨田区が上限2万円で補助をしているという報道もあります。低所得世帯にとっては、数万の眼鏡購入は大きな負担であります。子どもたちが学習や遊びに専念できる

よう、眼鏡の補助、購入補助を実施してはいかがでしょうか。

以上、1番目の質問を終わります。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告のうち、生活保護基準の引き下げに関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（茂木 隆） 逸見健康福祉部長。

○健康福祉部長（逸見博幸） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の生活保護基準引き下げについてであります、はじめに、今年10月からの生活保護基準の見直しによって、旧基準と比較した場合の支給額の動向見通しにつきまして、今般の生活保護基準の見直しは、国が生活保護世帯と一般の低所得世帯の消費実態を比較検証の上、5年ごとに行うもので、本年10月より段階的な実施を予定しているものでございます。

現在のところ、国から新たに具体的な基準額は示されておりませんので、五つの世帯類型に関しての大仙市に当てはめての詳細な試算をお示しすることはできませんが、都市部においては5%程度の減額が見込まれております。

しかしながら、当市の生活保護基準の地域級地区分で当市は地方区分に当たりますことから、例示のありました、いずれの世帯類型においても旧基準と比較して都市部ほどの減額とはならないと見込まれることから、影響は少ないものと考えております。

なお、具体的な基準額や運用の詳細は、いまだ国より示されておりませんが、昨年12月に取りまとめられた厚生労働省が設置いたします社会保障審議会生活保護基準部会の報告書によりますと、ひとり親世帯を対象にした母子加算の減額はあるものの、新たに子どもの自立助長を図る観点から、児童手当に相当する児童養育加算の支給対象が「中学生まで」から「高校生まで」に拡大される予定となっていることから、母子世帯など子どものいる世帯の多くは、最終的には増額になると見込まれております。

さらに、小・中学校、高等学校の入学に係る準備金基準額の増額、大学進学の支援のための一時金の支給など、子育て家庭の生活実態を考慮した改正内容が盛り込まれる見通しであります。

次に、生活保護基準の引き下げ中止を国に求めることがあります、生活保護制度が生活に困窮している方々の最低限度の生活を社会の連携で支える制度であり、

生活保護基準は、一般の低所得世帯の消費実態や、その時々の社会情勢、経済状況などを踏まえ、適切な水準に設定される必要があることから、国の定期的な見直しは必要なものであると考えております。引き続き、国の動向を注視とともに、制度の改善が必要と認められる場合には、市長会等を通じて、国・県に対し要望をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（茂木 隆） 次に、吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 質問の就学援助制度の改善についてお答え申し上げます。

はじめに、準要保護の認定基準の引き上げにつきましては、大仙市では就学援助制度の対象となる準要保護の基準を生活保護基準の1.3倍としておりますが、国の生活保護基準に見直しがあっても受給者に不利にならないように、平成25年より以前の基準を用いて就学援助の認定を行ってきております。

また、現行の認定基準は、改正後の生活保護基準の1.4倍近くの水準にあり、県内の市町村では最も高い倍率になっております。来年度もこの水準を維持して、今年度と同様に実施する予定しております。

次に、支給項目の眼鏡の購入費を追加することにつきましては、大仙市では、要保護の国庫補助金の支給項目のうち、クラブ活動費を除く全てを準要保護の支給項目としております。これは、県内の市町村では最も支給項目数が多く、また、支給項目は国の基準に準じており、例えば、体育実技用具費は、授業で全員が使用する柔道着またはスキーアイ用具に限って認めております。眼鏡は授業に限らず生活全般にわたって使用するものであることから、ご提案の眼鏡の購入費を新たな支給項目とすることは、現段階では難しいものと捉えております。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 就学援助制度の改善と関連してお尋ねいたします。

現在の大仙市の準要保護の適用基準は、生活保護基準の1.4倍近くに現状なってい

ると。これは25年以降の引き下げになった時点からすると、そういうふうになっているというふうなことで、まず第一に、この生活保護が下がったから準要保護に影響出ないようとするという国の方針自体が生活保護が相当最低生活をどんどん下げてきているというふうなことを、自らまず証明しているようなものなわけあります。この1.3倍以上にもう既になっているから、県内でも、とりわけ非常に高い水準の給付になっているというふうなお話でございました。それでは、この倍率でいいのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

大体この、都市部と1級地ー1、大都市部、そして地方都市との生活扶助基準というふうなものが中心にして生活保護費は月々にして3万数千円の違いがあり、地方の大仙市の場合と比較しても3万数千円、1カ月少なくまず生活保護費になっているわけです。しかし、準要保護に就学援助で支給される金額というふうなものは、全国一律でありますし、また、支給、それぞれの学用品をはじめ、それぞれの物価というふうなものもほとんど全国共通した内容でありますので、生活保護費に照らして支給する1.3倍というふうな基準を引き上げているのは、これは地方都市においては当然のことだというふうに思います。しかし、その1.3倍というふうなその根拠、大体私の方でちょっと計算してみましたところ、生活扶助費の大都市部との開きの分、3万数千円の開き、そして教育扶助というふうなものは就学援助の方々にはないわけでありますし、また、養育扶助というふうなものもないわけでありますから、この分、この三つの扶助部分を足しますと、ちょうど収入水準が生活保護基準の1.3倍になるわけであります。しかし、これ以外にも生活保護で扶助している住宅扶助、そのほかに年金保険料、健康保険料、こういったものの出費分を合わせますと、大体この375、6万というふうな計算が出てきまして、この数字はちょうど1.5倍というふうになるわけであります。そういう意味で就学援助の準要保護の適用基準というふうなものを、生保基準の1.5倍というふうに引き上げるというふうなことは、道理ある提案じゃないかなというふうに私はあえて申し上げたいと思うわけです。そういう意味で、この1.4倍に近いというふうに言っていらっしゃるわけで、せめて1.4倍に引き上げるというふうこと、再度お願いしたいと思いますし、これへの答弁をお願いします。

それからもう一つ、子どもたちの眼鏡ですけれども、値段は高いものから安いものまでピンキリだと思います。しかし、1万5千円から2万5、6千円というふうなことで、墨田区などは2万円を上限にして出しているわけですけれども、この準要保護、生活保

護の1．3倍の基準で暮らしている皆さん、いわゆる低所得層、こういう方々にとっては、この眼鏡の買い換え、あるいは学校で時折行われる視力検査などあるわけだと思いますけれども、その度ごとにいろいろ眼鏡の更新をするというふうな子どもさんの御父兄にとっての負担は非常に計り知れないものがあるというふうなことで、これは絶対数としては非常に少ない分野ではありますが、子どもたちが安心して学習、学校に通い、そしてまた、みんなと一緒に元気よく遊ぶ、そういう体の一部としてちゃんと保障していくことは、これは十分可能だというふうに私は思っています。是非とも実施していただきたいものだなと。

それから、答弁の中で、支給項目については全国の基準に、ほとんど同等に、同様にやっているというふうなこと、これ当たり前のことだと本来は思うわけです。これにまだまだ届かない支給項目も全額補助に至っていない自治体は大いに努力をしていただければいいのであって、大仙市はその国の基準に従ってちゃんとやっていると。そこは当たり前なことであるというふうなことを申し上げたいと思います。この点については答弁はいりません。

まず、以上、就学援助制度についてお願ひいたします。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、就学援助、準要保護の認定基準の引き上げということでございますが、答弁でも申し上げたとおり、前から比較すると1.4倍、正確に言うと1.37倍でございます。この後また国が改正しても、それに準じて率を変えるというこの制度ではございませんので、そうなると総体的に1.4倍は超えるんではないかなと思っております。いずれ県内のほかの市町村の状況を見ても、先程お話したように大仙市は高い水準でございますので、何とかその辺をご理解願ってですね、必ずしも生活保護基準が改正されるから、こちらの就学援助の方も変わっていくというわけではございませんので、一応基準としては安定した形で支給してまいりたいなと思いますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

それから、2点目の眼鏡の件ですが、実際に今、対象の児童生徒の中で眼鏡を、あるいはコンタクトレンズをしている方は70名程いらっしゃいます。1人2万円とすると140万と。ただ、毎年替えないといけないとかですね、視力が変わっていきますのですね、その辺のこともあります。いずれ先程の支給項目、クラブ活動費がですね、ま

だ大仙市ではいろいろな状況が子どもによって違いますので支給の設定基準が厳しいということで支給してございませんが、いずれこの眼鏡についても、それからクラブ活動費についてもですね、今後いろいろ周りを見ながらですね、研究してはまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） 眼鏡につきましては、非常に具体的で、非常に展望のあるご答弁をいただきました。140万円です。年間、子どもたちの安心して学習できる環境整備のために、老松市長の英断でもってね、140万円くらい、これは何とか考えていただきたいと思いますし、是非市長からその部分についての答弁を最後にお願いして終わります。

○議長（茂木 隆） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

まず基準、準要保護の基準の関係については、教育長が答弁申し上げましたとおり検討させていただくと。それから、眼鏡、コンタクトレンズ、もしかすると、まだ授業でも使うんだけれども日常生活全般で使う、いわゆる日用品だということで対象外になっているものが、まだほかにもあるかもしれません。やはりそうした、今、支給対象品目の考え方ですね、これ国に準じて今やってきていますけれども、もう少し、先程教育長が答弁したようにいろいろ実際に支援になるような、措置になるように検討させていただきたいと思います。

○議長（茂木 隆） 一般質問の途中でありますが、暫時休憩いたします。11時15分に再開します。

午前11時02分 休憩

.....

午前11時14分 再開

○議長（茂木 隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） それでは、質問の2番目に、高齢者が安心して暮らすための便利帳の作成と全戸配布のお願いについてあります。

この度、市民の方から、介護や医療、暮らしや福祉の様々なサービスをまとめて冊子にして配布していただけないかというふうな要望が寄せられました。困ったとき、いざどこに書いてあったか、どんなサービスがあるのか、どこに相談すればいいのか、こういうことが一見してわかるようにしてもらいたいためだというふうなことです。

市では、ごみカレンダーやハザードマップの保存版、介護保険の仕組みなどを全戸に配布し、その他のたくさんある福祉サービス情報は随時、市広報に掲載しております。

広報を大切に保存していれば、必要なとき、すぐに調べられるというわけでもないと思います。また、必要な情報誌がたくさんの資料とともに広報に折り込まれてくるものですから、見落としたり、なくしたりしているというのが大方の皆さんの状況じゃないかと思います。

のために、高齢者が安心して暮らすために、様々なサービスを有効に活用できるよう、便利帳のようなものを作成して全戸に配布していただくことをお願いしたいと思いますが、これへの見解をお伺いします。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の高齢者向けの「便利帳」の作成についてお答え申し上げます。

高齢者の相談窓口である地域包括支援センターでは、介護保険や各種認知症施策、介護予防事業、権利擁護事業などの各種事業については、広報による周知のほか個別にパンフレットやチラシ等を作成し、制度の周知に努めています。

地域包括支援センターは「高齢者あんしん相談室」として市民の皆様の相談に応じており、高齢者本人や家族・親戚・近所等から様々な悩みや相談事が寄せられています。電話や来庁による相談対応のほか、家から出られない方については、自宅に訪問して相談に応じております。

なお、昨年度は市内五つの地域包括支援センター全体で7, 600件の相談が寄せられています。

今後も引き続き地域包括支援センターが、高齢者のなんでも相談窓口であることをPRしていくとともに、高齢者向けに安心して暮らすための様々なサービスが網羅された「便利帳」を作成することについて、また、より広く全市民向けの「便利帳」について

ても検討してまいりたいと思います。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、11番。

○11番（佐藤文子） ありがとうございます。相談窓口での7, 600件程の包括支援センター対応の相談というふうなことで、市民からの様々なご要望、また、相談が寄せられているというふうなことへの対応をされている職員の皆さんには敬意を表するものであります。

しかし、中には相談すること 자체を躊躇する、どこに相談したらいいかわからない、高齢者の方々は多くの方々がそういう状況にあると思います。今、市長のご答弁で、便利帳、あるいは全市民向けのそうした便利帳というふうなもの検討をされるというふうなこともありますので、市民がいつでも、冬場、少し時間お暇なときに、しっかりとこの市の情報紙を開いて見て、この市ではどんなサービスをしているのかというふうなことを、日頃から少し、心、頭に留められるような機会となればいいのではないかというふうなことでも思いますので、どうか早々に取りかかれるようにご検討をお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（茂木 隆） これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、5番挽野利恵さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。

昨年の大災害の復旧に向けて大前進の中、本年に入って豪雪となりました。豪雨の次は豪雪で、自然の力の恐ろしさを感じる昨今でございます。いつになったら雪が収まるだろうと市民の皆様は雪寄せに疲れ果てておりましたが、冬は必ず春となるとの言葉どおり、3月に入って今朝の天気のように、春がすぐそこまで来ていることを感じます。除排雪はまだまだ続きますが、無事故で行われますよう祈念しております。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

はじめに、「高齢者等雪対策総合支援事業」について、お伺いいたします。

この冬は、特に今年に入ってからの大雪により、市民の皆様の除排雪作業のご苦労は大変なものだったと思います。市では警戒積雪深の数値に近づいた時点で、早くも豪雪対策本部を立ち上げました。昨年の豪雨の際に迅速に手を打ち、人的被害ゼロであった老松市長の非常時の対応、この豪雪対策でも、その手腕が光っていたと感じたのは私一人ではないと思います。

除排雪は、健康な若者にとっても重労働であります。ましてや高齢者や体の不自由な方々にとっての除排雪は至難を極めることから、それを他の人に頼むことが多くあります。そして、その費用負担は、決して少額なものではなく、特に少子高齢化が進む昨今では、このような方々を悩ませている現状にあります。

さて、大仙市が平成27年度から始めた「高齢者等雪対策総合支援事業」は、これら除雪弱者とも言うべき方々に大変好評を得ております。これは、間口から道路玄関前の除排雪、屋根の雪下ろしなど、居住する家屋の除雪経費が6万円を超えない範囲において、その経費の一部を助成するというものであります。作業の内容によってかかる額が違うことに加え、収入等に応じて自己負担が25%、50%、75%となっております。利用者は事前に申請をし、市から番号が振られた利用券をいただきます。利用券は千円ずつ60枚綴り、6万円分となっており、利用者は除排雪作業後に、業者にこの利用券で支払うという制度内容となっております。この冬の豪雪に対しては、上限6万円に、さらに3万円上乗せするという市長のご英断があったとお聞きしておりますが、制度を利用する方々にとって、どれだけ安心であったことでしょう。改めて感謝を申し上げたいと思います。

当初わかりづらいと言われていた支払方法でありますが、制度開始以来3年目に入り、利用者も業者も、ある程度慣れてきているように見受けられ、雪国ならではの、とても素晴らしい制度であると思うものであります、気になる点が二つあります。今回は、この2点について当局のお考えを伺いたいと存じます。

1点目は、利用者が利用券で支払った後に市から請求が来るというタイムラグの問題であります。除排雪後、業者がすぐに請求し、利用者がすぐ利用券にて支払ったとしても、市から利用者に自己負担分の請求が届くのも、業者に代金が振り込まれるのも、早くも数日後であります。利用者は利用券で支払い、領収書を手にすることで、気持ち的

には清算が解決しているような錯覚になり、後から現金の請求が来ると損をしたような気持ちになります。まして業者の請求が遅れた、あるいは利用者の利用券での支払いが遅れた、そして利用券を受け取った業者がすぐ市に請求しないというような事態では、最終的に利用者に市からの請求が届くのは春に近づく頃となります。喉元過ぎれば熱さ忘れるが如く、暖かくなれば冬の苦労を忘れてしまい、制度のありがたみも薄れてしまうのではないかでしょうか。また、業者にとっても、利用者から受け取った利用券がすぐに現金化できません。利用者にとっても業者にとっても、タイムラグを少しでもなくせるよう、例えば所定の様式で利用者に対し納品書をお渡しし、所定の様式で直接市に請求できるようにするなど、何か対策は取れないものでしょうか。対策が取れれば、さらに制度に対する評価は高まるのではないかと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、2点目ですが、高齢者が所有する空き家に関する問題があります。

これは、元気なときには在宅でこの制度を使って除排雪していた方の例ですが、この方は、体が不自由になり、昨年、施設に入居いたしました。住民票が施設に移ったため、この制度を利用できなくなったことにより、現在は、遠くに住むお子さんが空き家となった実家の除排雪を業者に頼んで行っているそうです。その家に住んでいるか否かで、その方が生存していても制度の利用ができなくなるという心が痛む事例が実際に起きております。所有権を持つ高齢者の物件に対しても、現在の手厚い補助とまではいかなくとも、何か対策が取れないものかと思います。これは高齢者対策なのか、空き屋対策の範疇なのか微妙な問題であると思いますが、先程申し上げている行政サービスの隙間と言える部分にも、施策というスポットライトを当てていただけないものか、お考えを賜りたいと存じます。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（茂木 隆） 逸見健康福祉部長。

○健康福祉部長（逸見博幸） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、質問の「高齢者等雪対策総合支援事業」につきましては、除雪をすることが困難な高齢者や障がい者などで構成される世帯で、親族等から除雪の援助を受けることができない方に対し、冬期間の在宅生活の安全確保のために除雪費用の一部を助成しているものでございます。

通常は、6万円分の利用券を交付して助成しておりましたが、今年度は豪雪対策本部が設置されたことを踏まえまして、さらに3万円分を上乗せしております。

議員ご質問のタイムラグの件でございますが、間口除雪に関しましては、利用者から事前申し込みをいただき、事業者と現地での協議が必要となるため、毎年11月末日までの申し込みをいただき、12月20日前後には利用者に納付書を発送しております。

雪下ろし及び住宅周りの除雪につきましては、毎月5日までに前月分を市に提出していただくよう事業者へお願いしております。

しかし、事業者も雪下ろし等の申し込みが殺到し、その対応に追われ、請求が遅れることがあることから、タイムラグについては、来年度に向けてどのような対応策が可能か、議員提案の手法も含めまして検討させていただきたいと思います。

次に、高齢者が所有する空き家に対する支援制度についてお答え申し上げます。

現在、市が実施している高齢者等雪対策総合支援事業は、自宅への毎日の出入りのほか、訪問介護の利用、救急搬送路の確保など、冬期間における居住者の生活に着目した制度でございます。

一方、空き家等の適正管理につきましては、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するため、所有者の責任として空き家等の適正管理を求めるもので、屋根に雪が積もり危険な状態になった場合は、所有者等に雪下ろしをするよう指導を行うなどしております。

議員ご質問の入所等により空き家になった家屋につきましては、冬期間、所有者が家屋に出入りすることがあまりないと考えられることから、これらの空き家の除排雪は、主に所有者の財産保全と周辺へ危険が及ぶことを防止するために行うものであり、所有者自身が管理するべきものとして、これまで支援は行っておりませんでした。しかし、今後につきましては、介護施設等からの一時帰宅など、そういった場合について福祉の視点から個別の事情をそれぞれ判断いたしました上で、対応できる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、5番。

○5番（挽野利恵） この高齢者等雪対策総合支援事業について、親族等の援助ができない

い方が利用というふうな先程答弁がございましたが、実際、援助していただける方でも高齢者ということで申請して、このサービスをご利用されている方々も多くいらっしゃるようあります。でありますから、高齢者援助という観点から、援助できないとかではなく、高齢者全般に向けてどんどん進めていただきたいなというふうに思います。

今回のその3万円の追加の部分に関しましてですが、利用券がないことから、一旦現金でお支払いして、その後に市に請求するというふうな、そういうご案内でございました。これ裏返すと、最初から利用券なくともいけたかなというふうな私思いまして、上限はまず6万円でありますけれども、その利用券があるかないかで印刷費もちょっとコストがかかることでありますから、ここはもっとシンプルにやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。逸見健康福祉部長。

○健康福祉部長（逸見博幸） 再質問にお答え申し上げます。

雪対策総合支援事業の券を60枚、前もって交付するということにつきましては、雪対策総合計画の中で実施いたしました上で、その後、内容について検討をして、どういうやり方が適切か、今回の大雪、豪雪を踏まえました上でですね、来シーズンに向けて、券方式が利用者にとって、あるいは業者にとって、あるいは行政事務にとって効果的なものか検証した上で、見直しが必要なものについては見直しをした上で、事業を推進していきたいと考えております。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 質問の二つ目は「むすび・サポート事業」についてであります。

少子化対策の一環として、地域の応援者との協働により、出会い・結婚支援を実施することを目的に、平成24年から「ドンと恋」街コンプロジェクトが始まりました。

当初は、街コンの珍しさもあり、多数の参加がありましたが、その後は伸び悩んでおり、成婚数についても一定の成果を上げたものの尻すぼみの状況が続いており、市としても、若者の婚活志向の変化による事業への参加者の減少を踏まえ、平成29年度からは、少し方向を修正しているように感じます。

市が打ち出した次の施策は、若者の結婚観に寄り添った支援を行う「だいせん婚シェルジュ」の創設です。「コンシェルジュ」の「コン」を結婚の「婚」を当て字にしたの

が、実にセンスがいいと感じております。メンバーの年代も幅広く、現代に求められる結婚観をサポートしてもらえると期待しております。

また、出会いのイベントも今までのようだに大勢の人をただ集めるのではなく、集まりやすい少人数で、その分、内容を充実させることに重点を置いた取り組みをしているようです。「だいせん d e A E R U」と名称を変え、昨年の8月19日に旧池田氏庭園で行われた『ノスタルジック GARDEN PARTY』は男女各15名という定員で行われました。チラシを拝見しましたが、婚活でなくても行ってみたいと思わせるような内容であり、実に見事だなと感じました。

このような婚活支援を行政が行っているのは、秋田県内では大仙市だけだとお聞きしました。つい最近、県が30年度の結婚支援窓口を秋田市だけでなく、横手市に「あきた結婚支援センター・サテライトセンター」を置くことを発表し、さらに大仙市でも毎月2回結婚相談ができるような体制が組まれることになりました。同じような行政サービスが受けられる機会が増えたことは喜ばしいことありますが、果たして重複する必要はあるのか、いささかの疑問を感じます。

また、大仙市が行ってきた婚活イベントにおける参加者は、大仙市だけでなく他市町村からの参加者もあり、昨年の旧池田氏庭園でのイベントへの大仙市民の参加者は、男性9名、女性9名で、どちらも全参加者の60%ありました。もはや婚活は、市民サービスにとどまらない、広域で考える時代ではないでしょうか。

そこで質問ですが、この事業について当局はどのような評価をされているのか、また今後も継続していくとしておられるのか、ただいま申し上げました事業に対する私の所感に対する市当局の見解も含めて、お伺いをしたいと存じます。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の「むすび・サポート事業」についてお答え申し上げます。

今年度よりリニューアルした本事業は、現代の結婚に対する意識の変化に対応していくため、結婚支援に関する接遇や個人情報保護法についての研修を経て活動を開始している7名の「だいせん婚シェルジュ」との協働により、当事者意識を重視しながら希望者の出会いをサポートしており、毎月2回、第2・第4土曜日に市民活動交流拠点センター（Anbee大曲2階）で結婚支援窓口を開設しております。

本市を会場とした一般社団法人あきた結婚支援センター・サテライトセンターの開設

につきましては、今年1月に入ってから打診があり、市民をはじめ近隣市町の方々の利便性を図ることにより、県全体の少子化や晩婚化・未婚化の施策の推進につながるものと考えております。

行政サービスの重複につきましては、市で開催している毎月第2・第4土曜日の結婚支援窓口のほかに、サテライトセンターは毎月第1・第3土曜日・日曜日に実施するものであります。また、市で開催しているものは無料で、登録時に記入していただいた情報をもとにしながら事務局と婚シェルジュがマッチングを調整するものであることに対し、サテライトセンターが開催するものは、入会登録料として1万円の費用がかかりますが、パソコン検索システムを利用しながら、本人が直接、希望する相手を選択し、マッチングを申し込むなどサービスの違いがあり、自身の希望に応じて選択の幅が広がることになります。

なお、サテライトセンターの開設については、平成30年度は試行期間となっております。

議員提案の結婚支援事業の広域連携につきましては、来年度に向けて近隣市町との共催イベントについて協議をしており、より多くの出会いの場創出など、事業の効率化が見込まれることから、今後は広域的に結婚支援事業を進めてまいりたいと考えております。

本事業については、リニューアル後1年目ではありますが、当初の計画どおり事業は実施しており、カップリング成果数も数値として出てきております。今後も結婚を希望される方の意識を重視した出会いイベントやマッチングを行うとともに、近隣市町とも連携しながら地域全体で少子化や晩婚化・未婚化に対する施策を推進してまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ありがとうございました。実は男性の方が婚活に意欲的だそうであります。若い女性に聞きましたら、やっぱり近くで婚活するのが非常に恥ずかしいということがありました。

男女共同参画の観点から考えますと、結婚を強要をするのは、いささか私、ちょっと違うかなと思いまして、これ男女共同参画が扱う事業ではないのかなというふうに思い

ます。また、県でやることで、また、広域でやることを金銭面で支えてあげる、本当にマンパワーよりもそういう、何て言うんですか、市がやる事業ではないのかなと私思いましたして今回質問させていただきましたが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野議員の再質問にお答え申し上げます。

いずれ男女共同参画で担当するのが、ちょっと合ってないんじゃないかというようなご指摘ありましたけれども、いずれこれが先程申し上げましたように少子化対策としてつながっていくものだと思っておりますので、市でできることにつきましては積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。どの部署が担当すべきかどうかについては、また改めて検討させていただきたいと思います。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、5番。

○5番（挽野利恵） どうか前向きに考えていただきたいなと思います。

また、事業を継続するだけではないものではないかと思います。これは市から切り離してもよろしいのではないかと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（茂木 隆） これにて5番挽野利恵さんの質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 次に、9番本間輝男君。

（「はい、議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、9番。

【9番 本間輝男議員 登壇】

○議長（茂木 隆） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 創生会の本間です。平成30年度当初予算質問をいたしましたが、もとより浅学の身であり、行政に対する認識の甘さを有する人間であることを承知の上で質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

さて、国は社会保障等の増加に伴い、国債の発行を含め国の借金が平成29年12月末現在1,085兆7,500億円余りに達し、過去最高を記録して、国民1人当たり858万円余りと報じられております。

国は、財政健全化目標を策定し、財政再建への取り組みを表明しつつも、その道のりは程遠く、地方一般財源総額は平成29年度地方財政計画と同水準を確保すると言われておりますが、不透明な状況にあります。

こうした中、大仙市予算編成は、当初より歳出で2億円を抑制しても12億円余りの歳入不足が確実視される状況の中では、相当の困難かつ厳しい編成であったと推測されます。財政当局の努力に敬意と感謝を申し上げます。

さて、歳入一般財源は、前年対比マイナス2.7%、8億2,900万円余り減額した399億188万円余りの計上であります。市税、繰越金、財調基金及び減債基金、諸収入等の投入された自主財源は114億5,000万円余りしかなく、地方交付税、臨時財政対策債、国・県支出金、発行抑制に努める市債等を含めた依存財源は332億8,750万円余りとなり、前年同様、交付税に依存した財政体質にあります。

あわせて、災害関連繰越見込21億円を合わせた実質予算規模は、468億4,120万円となり、その依存度は更に高まると思慮されます。

大仙市予算歳入の最たる財源であります地方交付税の推移を見てみると、合併による特例で有利な地方交付税も平成27年度合併算定額の段階的変更期を迎へ、平成28年には前年度比マイナス8億3,000万円、平成29年度にはマイナス12億5,000万余りの減額となり、かなり厳しい財政状況を強いられる現実であります。

平成30年度当初予算では、普通交付税でマイナス11億4,000万円、臨時財政対策債においてもマイナス1億8,900万円の減収を見込んでおり、かなり硬直した心配される事態と想定しております。今後の大仙市の市政運営においても、少なからず影響が懸念されます。地方交付税は、本市予算の歳入部分の根幹であり、歳入確保の、まさに一丁目一番地の位置付けと考えます。

そこで質問いたします。第1点目は、国は厳しい地方財政を考慮し、激変緩和措置も含め、地方一般財源総額は、平成29年度地方財政計画と同水準、15兆6,000から7,000億円と目算されるようですが、国等の情報をどのように捉えるのか、また、その方向性を何と認識しておるのかお伺いいたします。

第2点目は、市財政担当にあっては、相当な吟味の上、精査した地方交付税、臨時財政対策債の計上であると思われますが、甘さはないものとしても大事なことであり、歳入確保の基礎部分の積算根拠を提示されますようお尋ねいたします。

第3点目は、平成32年よりの交付税一本算定への認識と、財政計画の取り組みに対

する姿勢を、どのような視点で認識しておるのかお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間議員のご質問に対する答弁につきましては、議員から事前にご要望がありましたとおり、全て担当部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（茂木 隆） 今野総務部長。

○総務部長（今野功成） 本間輝男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の「地方交付税について」であります。はじめに、国が策定する地方財政計画につきましては、地方交付税法の規定に基づき、毎年度、全国の地方公共団体における歳入と歳出を見積もった総額が示され、その歳入不足分が地方交付税の算定根拠となることから、各地方公共団体においては予算編成に取り組むにあたり、財政運営における重要な指針と捉えているものであります。

次に、地方交付税の積算根拠についてであります。平成30年度の普通交付税の交付見込額は174億円程度と試算しております。これは、先程申し上げた国の方財政計画を基本とし、消防費をはじめとする各種費目における基礎数値の異動や算入となる公債費における償還見込み額等の推計額、加えて合併算定替えによる遞減額を反映させたものとなっております。

次に、平成32年度からの一本算定への対応についてであります。合併算定替え適用が終了し、大仙市としての一本算定となる平成32年度からも、人口減少等の影響により年1%程度の減少幅で推移していくものと見込まれることから、歳入の動向に見合った歳出規模の抑制に努め、いわゆる「身の丈に合った歳出とすること」を基本に予算編成に取り組んでいかなければならぬと考えております。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 経常収支比率についてお伺いします。

財政は、単年度に限らず長期にわたって健全化であるべきと考えます。その尺度として経常収支比率が使われているのは至極当然なことであります。

大仙市においては、平成25年度に職員の適正化計画と経常経費の見直し等が主要因で8.8%と改善が見られましたが、平成28年度決算状況においては、また悪化する事

態となっております。

この要因は、歳入において交付税、臨時財政対策債の12億円余りの大幅な減収が大きな要因となり、比率算定分母となる経常一般財源が11億3,354万円減収になったものであります。さらに歳出においては、介護、後期高齢にかかる療養給付費等の増加による繰出増や扶助費の増、人件費の減、償還金負担減など経常経費の減少が大きく、分子となる一般財源充当の経常的経費は1億5,156万円の減となりました。そのため経常収支比率は、対前年比2.9%プラス、92.3%となった経緯があります。

平成30年度は、この数字をも上回る95%の指標が明示され、危惧する状況であります。財政の硬直化が懸念されるものと考えます。

将来的には、比率算定分母となる経常一般財源が減少傾向になるのは確実な状況であり、経常経費の減も多くなり、分子となる一般財源充当の経常経費も減少していくものと考えられます。

そこで、経常収支比率改善に向けて質問いたします。

第1点は、経常収支比率95%とする、この数値の原因は何になるのか、また、この比率に対し、どのような認識を持っておるのかお尋ねいたします。

第2点は、この数値改善に、どのような市政と歳出削減等の具体的改善方法を用いて対処していくのかお伺いいたします。

第3点は、経常収支比率改善は、一長一短で早期に達成するものではなく、年次計画の必要性を感じます。その具体化を明示し、確実に縮小していく財政規模の適正化も含めて、全庁一体の取り組みを提言したいと考えますが、財政当局のご所見をお尋ねいたします。

○議長（茂木 隆） 2番の項目に対する答弁を求めます。今野総務部長。

○総務部長（今野功成） 質問の経常収支比率についてお答え申し上げます。

はじめに、比率上昇見込みの要因と、その認識についてであります。財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率の算定見込値では、歳入充当一般財源における普通交付税の大幅な減を主な要因として比率が上昇するものと見込んでおり、当市のみならず、ほとんどの市町村においても、この傾向は続くものと見込んでおります。

したがって、地方交付税制度が好転しない限り、比率の改善は、なかなか見込めないものと考えておりますが、自主財源の確保や事務事業の見直しなど、自助努力によって

改善していく方向へ取り組んでまいりたいと考えております。

また、この比率の上昇は、財政の硬直化に結び付くことになることから、新しい行政サービスの展開が難しくなるという側面もありますので、柔軟な財政運営を行う上では、比率の改善は重要であるものと認識しております。

次に、比率改善策とその必要性についてであります、30年度当初予算編成段階において経常経費の削減を図るため、歳出充当一般財源のマイナス15%シーリングを設定し、比率上昇の抑制を促しております。

今後においても事務事業の点検のほか、予算執行段階における配当留保、公共施設等総合管理計画による施設の見直しなどを実施し、経常経費の抑制に努め、より一層、効率的な執行による経費節減に努めてまいりたいと考えております。

比率の高まりは、財政運営が悪化し、すなわち硬直化していく状況であり、財政の弾力性が不足していくという推計でありますので、比率の改善に向け、全庁挙げての取り組みが必須であると考えております。今後、全ての経費における見直し等を社会情勢の変化とともに、その時機を見極めながら、財政規模の適正化も踏まえ、財政の弾力性を確保していくよう努めてまいります。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 9番。

○9番（本間輝男） 再質問いたします。

数字確認は難しい分野で、50億円以上とも言われる他会計繰出金等の増加が懸念な削減に努める公債費等を上回る要因も、経常経費悪化の一因となるかお尋ねいたします。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。今野総務部長。

○総務部長（今野功成） 再質問にお答え申し上げます。

経常収支比率の上昇要因として一番大きいのは、議員からもご指摘ありました歳入充当一般財源の減少であります。

歳出につきましては、経常収支比率が高いものとして、人件費、それから公債費、繰出金、補助費等が大きい比率を占めるわけでありますので、議員からご指摘いただいたその繰出金等についても経常収支比率を引き上げる要因となりますので、今後、全ての経費について見直し等を行いまして、財務体質の改善による長期に安定した財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えております。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） 9番。

○9番（本間輝男） 次に、再々質問、市長にお聞きします。

税収、普通交付税などの経常一般財源で人件費、物件費、補助費、公債費等の経常的経費を貯ってなお一般財源を建設事業費等の投資的経費に向けることが重要であり、管理経費を圧縮して、いかに市民福祉のための予算を捻出するかが予算編成の鍵となります。さらに、行政なのか民間の活力をどう生かすべきなのか、行政の守備範囲の選択と同時に抜本的見直し、歳入歳出の管理強化が必然的に求められます。この方向に市長の言う「身の丈に合った予算編成」が存在すると思われますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（茂木 隆） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

自治体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されていかなければならないというふうに思っております。経常収支比率は、その度合いを判断する重要な指標の一つだというふうに思っております。重要視しているところであります。

現在、財政の硬直化が進んでいること、そして、歳入における一般財源が縮小状況になっていることなどを考慮いたしますと、将来にわたり持続可能な財政運営を維持していくためには、いろいろ先程ご指摘ありましたとおり、事務事業の見直し、事業のスクラップ、経費のスリム化、そして事業の再構築、効率的な事業運営及び自主財源の確保など、経常収支比率の改善に取り組んでいかなければならぬというふうに強く認識いたしております。

のことから、時代に即した必要な事務事業を見極めながら、効率的な財政運営を目指し、歳入規模に見合った歳出規模への転換を図り、この厳しい財政状況を乗り切ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（茂木 隆） 一般質問の途中でありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0 時 5 8 分 再 開

○議長（茂木 隆） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 次に、大曲駅前第二地区土地区画整理事業清算金事務費についてお伺いいたします。

合併以前より推し進めてきた「区画整理事業」も、総工費289億5,000万円をもって終了し、本年より一般会計に移行し、清算金徴収事務で完了いたします。

この事業は、30年余りが経過し、仮換地指定、建物移転を26年に終了し、道路・宅地造成といった事業を27年度、事業計画、実施計画の変更を28年度より進め、換地処分に向けて事務作業を推進しておると思われます。

土地区画整理法上、仮換地の不均衡を是正し、公平性を図るため、金銭によって清算することを目的として表記されておりますが、私なりに視点を変えて次の質問をいたします。

第1点は、事業開始より30年余りが経過し、権利者死亡等により相続権者の増加や複雑化、権利者等の居住地変更等により、より複雑化している可能性があります。あわせて、清算金交付対象者は、一括交付で243人としておりますが、増減の可能性がないのか、この点の精査を含め、確認のためお伺いします。

第2点は、大仙市より徴収すべき3,316万円余りが、明細は示されておりません。市発展計画等に即して先行取得した土地及び道路、公園部分と思慮されますが、この認識でよいのか。

第3点は、都市再生住宅等に入居したり、高齢等に伴い新築移転を断念された方々の処理、清算についても説明を求めます。

第4点は、清算金徴収の対象者は204人、2,658万円と提示されておるようですが、事業の長期化に伴う高齢化の進展、居住の有無により、理解度に相違が生じる可能性があると考えます。5年限度分納付も良しとしておりますが、税と異なる収納形式となりますので、収納方法、未納に対する利率等は、どの程度に設定されておるのかお尋ねいたします。

平成35年度まで清算業務を完了させたいとしておりますが、十分なる精査と理解ある清算となるよう努めてほしいと思います。

○議長（茂木 隆） 3番の項目に対する答弁を求める。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 質問の大曲駅前第二地区土地区画整理事業清算事務についてお答え申し上げます。

はじめに、対象権利者の増減等についてでありますと、議員ご指摘のとおり、平成元年の事業開始から30年余り経過しており、当時の権利者の死亡等による相続の発生及び売買等による権利者の移動など、多様化が進んでおります。

今回の清算金交付対象者は243人でありますと、このうち権利者死亡により相続が発生している方が32人で、175人の相続権利者が発生しており、この方々を含めますと合わせまして386人の交付対象者となっております。

同時に徴収対象者は204人でありますと、相続が発生している方が29人で、223人の相続権利者が発生しており、合わせまして398人が徴収の対象者となっております。

次に、市が納付するべき清算金の明細についてでありますと、仮住居補償軽減のために建設しました「大花都市再生住宅」の建設用地及び将来の橋梁掛け替えを見据えた用地の取得や従来からの市所有の施設用地などに係る清算金であり、納付するべき清算金総額は3,855万4千円、交付されるべき清算金総額は536万8千円であり、相殺後の金額としては、今回お示ししている3,318万6千円が納付するべき金額となってございます。

次に、新築移転を断念された方々についてでありますと、従前の建築物に対しまして移転に係る補償を実施しておりますので、今回の清算金の処理に影響が生ずることはございません。ただし、従前の土地の面積が極めて小規模な方などについては、申し出により換地せずに金銭による清算を実施しておりますが、それ以外の方々には全て換地され、処理されております。

次に、清算の理解度についてでありますと、冒頭にお話しましたとおり、対象権利者の死亡等により世代交代が進み、「土地区画整理事業地」であることに対する照会事項も多いことから、昨年10月に改めまして「清算金」についての事前通知をしたところであり、不明な点につきましては、現在も個別に説明を実施し、理解してもらうべく努力しているところでございます。

次に、清算金の収納方法につきましては、「清算金確定通知書」を関係者に通知後、一括あるいは分割の意向を取りまとめの上、改めまして初年度に収納する金額を確認し、

納付書の発行をする予定でございます。

分割納付につきましては、金額に応じて最長5年の分割が可能でありますので、申し出があった場合は、速やかな対応を心がけてまいります。

また、未納に対する延滞金の利率についてでありますと、県内の同事業実施中の事例及び土地区画整理法第110条第4項の規定に基づきまして10.75%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する予定としております。

いずれにいたしましても、事業開始から長い年月が経過しており、今回、最終的な清算事業を迎えるわけでございますが、今後の事業がスムーズに進むよう、丁寧な説明と対応を心がけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、9番。

○9番（本間輝男） 今、答弁いただきましてありがとうございました。払う方ともらう方で、合わせて5千万ちょっとだと思いますが、この清算に5年はかかるというふうに踏んでいるところを見ますと、かなり難しいというような認識であるのかどうか再確認します。

ということは、5,000万から5,500万の中で受益者そのものが1千人を超えない中で、5年間の徴収事務というのは、かなり長く感ずると同時に、かなり難しいという認識でいてもいいのかどうか、部長に確認します。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 再質問にお答え申し上げます。

ただいまご指摘ございましたけれども、おっしゃられるとおり長い期間を費やしているという関係で、先程もご説明しましたが、相続者等の説明の中で、この土地区画整理事業地であるかどうかということさえも理解していない方もおられます。したがいまして、ご指摘のとおり長く、かなり難儀しながら説明する、了解していただくということになろうかと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり丁寧に説明していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

○議長（茂木 隆） はい、9番。

○9番（本間輝男） 市長にお聞きします。

駅前区画整理事業と仙北厚生医療センター移転新築といった大仙市にとって大型プロジェクト事業の完了を迎えたが、率直なる思いと総括を老松市長にお伺いします。

また、人口減少、高齢化の進展が心配される当市の現状を踏まえた将来構想に大型開発整備工事等は必要がないと考えます。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間議員の再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり大曲駅前第二地区土地区画整理事業、そして大曲通町地区第1種市街地再開発事業が終了いたしまして、大仙市の大型開発整備事業も一応の目途がついたものというふうに考えております。今後は、人口減少、高齢化社会に対応した身近な市民生活を支える、こうした事業に力を注いでまいりたいというふうに考えております。

○議長（茂木 隆） 次に、4番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 一般廃棄物最終処分場廃止事業費について伺います。

この事業は、旧町村より引き継がれて今日に至っておる事業であります。早期の施設で昭和47年より供用が開始された南外地区をはじめ、最も遅く運用した大曲地域まで全市で7カ所の最終処分場が存在し、平成20年3月、中仙、大曲地区の埋め立て完了をもって最後の事業が終了しておる現状にあります。

7施設ともサンドイッチ式の埋め立てをとり、埋立容量は最大、大曲地区の13万1,000m³、西仙北5万5,000m³、中仙3万5,000m³と続き、全市で29万9,000m³の容量を誇っておりましたが、既に全体の94%、28万m³が埋め立てられておる状況にあります。

さらに、水処理施設があるのは、中仙・大曲の2カ所のみと言われております。

全市7施設には、平成30年度当初予算に電気料、管理水質、それに設備補修工事等、大部分を委託業務により、維持管理費として2,654万円が計上されております。最終処分場廃止に向けては、県の指導監督により、廃棄物及び清掃に関する法律等の規定される廃止基準に適合するため、整備計画を策定し、閉鎖整備に着手する必要があります。そのため平成26年には、廃止に向けた基礎調査に着手し、27年・28年には、大曲、中仙、北檜岡処分場が閉鎖計画を立案し、29年より中仙の施設閉鎖工事に着手

しております。そして、中仙、大曲処分場を先行して閉鎖整備を実行し、残りの5施設も順次推し進める方針と伺います。

今3月定例議会で、この事業の平成29年度減額補正が提案されるようありますが、私は、こうした一般廃棄物最終処分場の廃止事業は、後世に負の財産を残さないためにも、快適な大仙づくりのためにも、必須の事業と捉えております。

平成30年2月に環境交通安全課が努力されて作成した最終処分場の基礎情報は、大事な有益な情報であり、議会並びに広く市民に公開すべきと思います。

そこで質問いたします。

第1点は、最終処分場7施設の廃止工事予定額は、全施設で4億4,700万余りと積算されておりますが、数値が甘く感じられます。この数値は最低額として捉えるべきなのかお尋ねいたします。

第2点は、処分場廃止の達成年次が明示されておらないように捉えますが、担当課では平成41年と言われておるようです。いささか消極的と考慮いたします。その理由は何なのか。長期に渡ると考えますが、事業推進を強化すべきと思いますのでお伺いします。

○議長（茂木 隆） 4番の項目に対する答弁を求めます。佐川市民部長。

○市民部長（佐川浩資） 質問の一般廃棄物最終処分場廃止事業について、お答え申し上げます。

はじめに、廃止工事予定額につきましては、閉鎖整備計画策定経費、実施設計委託料、閉鎖整備工事費及び工事終了後に最低2年間義務付けられている水質、ガス、地温等のモニタリング調査に係る費用を含め、7カ所の総事業費は4億4,700万余りと試算しております。

総事業費につきましては、最低2年間必要なモニタリング期間内で基準値を満たすことができず延長された場合などには、増額となることも想定されますが、現在、定期的に実施している水質検査においては、全施設ともに基準値内になっていることから、2年間で終了するものと考えております。現時点では試算した総事業費内で実施可能と考えております。

なお、工事費のうち、大きなウェイトを占めている最終覆土のための覆土材につきましては、購入土を活用することで試算しておりますが、国・県とも連携しながら公共工事の残土を活用するなどして、工事費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、最終処分場の廃止年次につきましては、平成29年3月に策定しました大仙市公共施設等総合管理計画に記載のとおり、平成33年度に中仙と大曲の2処分場を廃止し、残り5カ所の処分場につきましても、北檜岡処分場は平成34年度、南外処分場は平成38年度、上野台処分場は平成39年度、また、太田処分場は平成40年度、最後、神宮寺処分場につきましては平成41年度に廃止しまして事業を完了する計画としております。

以上でございます。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、9番。

○9番（本間輝男） 再質問を市長にいたします。

私は、過去何年来、公共施設整備事業と同様に特定目的基金を創設し、廃止に取り組むべきと主張してきた一人と思っております。目的が明確で、相応の財源を要するこの事業に対する市長の思いと姿勢をお尋ねいたします。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間議員の再質問にお答えいたします。

特定目的基金を創設し、廃止に取り組むべきとのご提言でしたが、基金原資の捻出方法など検討すべき課題があることや、休止中ではあっても適正に施設管理していくための経費が毎年かかっていることなどから、早期の廃止に向けて取り組んでいくことが先決であるというふうに考えております。

現在、最終処分場の廃止につきましては、国等の財政支援がなく、全額一般財源により実施しているところではありますが、引き続き市長会等を通じまして公共施設の除却に係る地方債の拡充などの財政支援を国に強く要望していくほか、先程の市民部長の答弁にもありましたとおり、公共工事の残土を活用するなど事業費の縮減に努め、早期の廃止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、9番。

○9番（本間輝男） 再々質問を市長にもう一度申し上げます。

実はこの問題というのは、秋田県全ての市町村共通の悩みなようです。先程市長が全

国市長会の話をされました、これを強力に進めないことには、非常に大変な事業と私は思っています。そこら辺については、県を巻き込んだ中で国に要望していく、要請していくという姿勢が大事だと思いますので、その点について市長もう一度答弁願います。

○議長（茂木 隆） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間議員の再々質問にお答えいたします。

私も本間議員のご指摘のとおり、同じ気持ちであります。昨年度は廃棄物処理の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も、循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど財政措置の拡充を図ることを全国市長会を通じて要望したところであります。先程申し上げましたとおり、このほかにも地方債の拡充などもあわせて、これから強く要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（茂木 隆） 次に、5番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 次に、西仙北中央公民館改築事業費についてお伺いします。

平成29年度に1,200万円余りの予算で、地形測量、改築・解体基本設計業務の委託が完了し、平成30年度当初予算には、新公民館実施設計等に3,250万円、公民館解体工事及び図書館設備改修工事に約1億5,500万程が計上されております。この公民館建築構想に関しては、議会並びに市民より、場所、その規模、機能、そして多様性等が議論され、注目されてきた経緯があります。公民館は、地域の生涯学習の拠点として位置付けられるのは当然であり、築38年が経過し、耐震補強対策を必要とする実状からして、改築に対して問題を提起するものではないのですが、図書館を併設し、国指定重要無形民俗文化財「刈和野大綱引き」の作業場所、展示室の施設機能を集約した地域拠点施設として整備されるようですが、その全体像が見えにくく、わかりにくいままに解体工事が進行している感を強くしております。

そこで質問の第1点は、地元の方々、そして地元の議員の皆様には説明が終了したように伺っておりますが、その全体像、工事期間、規模、位置付け、機能性、さらに多額が予想される総工費及び財源内容等を議会に表す責務があると思います。

例えが非常に雑な表現で誠に恐縮です。まずは解体してから建物を考え、財源はどこかの補助事業を適応させ、改築を推し進めるといったように見え、厳しい財政事情にある大仙市を認識すべきと考えます。

第2点は、平成29年度において基本設計を実施した内容を公表し、大まかなものと

しても公表すべきだと思いますが、できない理由付けは何なのか、お尋ねいたします。

第3点は、多額な工事費、設備費等を要すると思いますが、どのような公的補助を考慮し、申請しておるのか、その見通しについてもお伺いいたします。

いずれにしても、西仙北地域の皆様が中心となって使用される生涯学習施設ではあります、市民のためのものであり、適正なる公民館建築を願うものであります。

○議長（茂木 隆） 5番の項目に対する答弁を求めます。安達生涯学習部長。

○生涯学習部長（安達成年） 質問の西仙北中央公民館の改築事業について、お答え申し上げます。

はじめに、全体像（総工費、期間、機能性等）についてであります。

西仙北中央公民館につきましては、昭和53年度に建築され、築38年が経過しているため、施設並びに設備の老朽化や経年劣化が著しく、耐震診断等判定において耐震補強等の対策が必要と判断されておりました。

また、地域の中央公民館として西仙北地域全域をカバーしている中心的な生涯学習の重要な拠点であることから、平成29年9月補正に「地形測量業務」「解体工事実施設計業務」「改築工事基本設計業務」の委託料約1,200万円を計上し、予算措置しております。

地形測量と解体工事実施設計につきましては、既に業務完了しておりますが、改築工事基本設計業務につきましては、工期が今の平成30年3月16日であります、現在、完了に向け大詰めの段階でございます。

これまで、改築に向けましては、平成25年から公民館改築検討委員会や住民説明会及び地元の議員の皆様へ説明会を十数回開催してまいりました。平成28年度には、主な案としまして、現在地への建設、西仙北支所敷地内への建設、隣接地を購入しての建設の三つの構想を考えられました。さらに、大綱資料館等の施設を併設して公民館を建築できないかとの意見もありましたが、その後、大仙市の総合管理計画をもとに検討及び調査した結果、西仙北支所敷地内に建築すると、現在の支所の駐車場と公民館用の駐車場が確保できることと、冬場の除排雪における雪置き場がなくなることなどが問題点として挙げられました。

また、隣接地への建設については、新たに土地を取得しての建設が合理的でないことや、第1種住居地域となっていることなど総合的に判断いたしまして、現在地に公民館として建設することといたしました。

なお、改築後も現在の公民館機能に加え、別棟として「刈和野の大綱引き」の作業場所も可能な生涯学習施設として活用していくことと計画してございます。

改築工事基本設計完了後は、実施設計に向け、さらに公民館の改築検討委員会の意見を集約するとともに、刈和野大綱引保存会と協議の上、改築工事実施設計を完成後、工事請負費とともに議会へ提示することとしてございます。今後のスケジュールとしましては、公民館の解体工事と図書館改修工事及び建築工事実施設計を平成30年度内に完了する予定でございます。

新公民館建築工事については、平成31年度内で完了する予定でございます。

また、図書館の改修工事が必要である理由といたしましては、現在、図書館のトイレが中央公民館に廊下続きになっている状態であること、また、電気設備に関しても中央公民館から配線を引き込んでいるため、それぞれ単独の工事が必要なためでございます。

建物の規模としましては、延べ床面積で中央公民館がステージを備えた大会議室を含め約1,600m²、綱作業及び稻わら保管ができる倉庫を500m²の予定であり、鉄骨造の2階建てを計画してございます。

新公民館建築工事費につきましては、基本設計が完了した時点で総工事費の概算が把握できますので、その後、検討した後、適宜機会を捉え、議会に報告してまいります。

次に、平成29年度実施の基本設計内容の公表についてであります、前段でご説明したとおり、基本設計業務はまだ完了していない状況でございまして、全体像については、業務が完了次第、機会を捉えまして報告してまいります。

なお、これまで基本設計に組み込む内容等に時間を要しまして全議員の皆様に報告がなかったことを、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

今後の進捗状況については、その都度議員の皆様へ報告に努めてまいります。

次に、どのような公的補助を考えているのかということでございますが、その見通しについてでありますが、財源内訳につきましては、現在、公民館建築に係る国や県の補助事業がないことから、合併特例債による改築を進める予定でございます。

改築される西仙北中央公民館は、地域の中心となる生涯学習施設であり、国指定重要無形民俗文化財であります「刈和野の大綱引き」の観光としても重要な役割も備えながら、より一層市民に喜ばれ愛される公民館を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（茂木 隆） はい、9番。

○9番（本間輝男） 部長に、2、3お聞きしますので、私の認識が甘かったら甘いといふうに捉えて結構ですので。ただ、私自身がちょっと疑問に思ったことだけです。

まず1点、基本設計が3月末まで完了するという発言がありました、その前に地形測量と解体工事を完了していると。設計が終わってあると。普通であれば一本算定で、一本算定というか一つの組として私は発注ができると思うんだけれども、これが先に出てくるということは、基本設計があるから、それでいいだろうと、まず解体しましょうというようなところから進んでいったんでないかっていう私なりの思いです。認識が違ったら違ったと言ってください。

第2点目、財源内訳のことについて伺いましたが、一番心配したのは実はここの部分です。合併特例債でしかないということをわかっていて質問しました。どこの町村とは申しませんが、先般、補助金が対象ならないとか云々っていうところも出てきました。改築に関してです。これは、今この解体が予算上に上がっている段階で補助金がないということでは、果たしていいのかです。合併特例債というのは、70なら70しか来ないです。だとすれば、最も有利に国・県から補助金をもらえるような態勢づくりというのは、なぜつくられなかったのかということを今思うと残念でなりません。この点についての認識を伺います。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。安達生涯学習部長。

○生涯学習部長（安達成年） 再質問についてお答え申し上げます。

第1点につきましては、解体ありきというふうなことではございません。もともとが耐震補強が必要で、いずれこの地域、この中心地でありまして、大仙市の中でも年間2万人を超えるような利用者がいる施設でございまして、改築を地域の中で耐震補強を診断した段階から時間をかけて検討してまいりまして、たまたま予算措置の段階で解体の方が先になってしまったというふうなことでございます。

第2点につきましては、財源内訳については、様々な意見がございましたけれども、この段階ではどうしても合併特例債しかございませんでしたので、どうぞご理解の方、よろしくお願いします。

【第5日に発言の訂正の記載あり】

○議長（茂木 隆） 再々質問ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（茂木 隆） はい、9番。

○9番（本間輝男） 先程來の説明、私もわかります。ただ、私聞きたいのは、普通民間の人、市民の方々っていうのは、家を建てる場合、まず最初、予算です。何ばかかるべと。それによって建坪が決まってくると。そして、どこに建てて、どういう形で融資を受けて、それから解体、建て方ということになるんですが、通常であれば設計図ができる、それから解体というのが普通だと思います。今のやり方でいくと、補助金もないから特例債、地形測量と解体、改築に関しては後にして、地形測量と解体に関しては先に出てきました。基本設計はまだできていません。だけでも執行予算はもう、来年度の30年度には3,500万の執行予算組んでます。ちょっとずれがあるんでないかっていう意味です。私は、建てる事に対する反対しません。ただ、どういう、何かこう不自然というか、なんともやもやが晴れないという気持ちです。どうか市民を代表する以上、わかりやすくもう一度お願ひします。

○議長（茂木 隆） 再々質問に対する答弁を求めます。安達生涯学習部長。

○生涯学習部長（安達成年） 再々質問にお答え申し上げます。

疑問を持たれたかもしれませんけれども、たまたま私どもの方で順序をやり方が前後してしまったというふうなことで、本来は議員のおっしゃるとおり基本設計から始まつていって、順番を踏んでやるというようなことですけれども、それがたまたま基本設計の段階でもいろいろ調整もありましたので、そういうふうな形で先に進んだということでご理解をいただきたいと思います。

ただ、いずれ今、その実施設計につきましても、面積要件でまずその実施設計の当初予算を組んでございます。なおかつ今現在、2,700m²ございます、西仙北中央公民館、面積が。いろいろ地域の中でもお話をされてきて、当然敷地内に建ぺい率もございますので、その中に収めるような建物であれば、どうしても小さめになるというふうなことも、機能だけを優先させて、それでまず現在1,600m²ということで、現在の建物よりも約6割ぐらいの大きさの建物になりますけれども、機能的には何ら問題がないということで住民説明会は開催してまいりました。どうかご理解の方、よろしくお願ひします。

○議長（茂木 隆） 次に、6番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 最後の学校生活支援事業についてお伺いいたします。

学校生活で様々な配慮が必要な児童生徒に対し、支援員を配置し、実情に応じたきめ細かな支援を行い、教育環境の充実を図るこの事業に高い評価をいたすとともに、不断の努力にも感謝を申し上げます。

その結果は、全国学力テストにも表れ、常に全国でも上位に位置されることは、市民として喜ばしいことと認識しております。

さて、市の教育行政の現象として、児童生徒数が年々減少している事実と多様化する家庭環境の変化により、支援を要する児童生徒が増加している現実があると推察されます。

そこで質問いたします。

第1点は、要支援を必要とする児童生徒が平成25年3.99%より、平成30年度には7.22%、386人に増加すると予想しております。大規模校ほど顕著とも言われておりますが、この最たる理由をどのように捉えておるのか、要支援の定義も含めてお尋ねいたします。

第2点は、学習環境の向上に必要な支援としても、事業そのものの内容確認、捉え方等を技本的に検証して、さらに内容を充実した事業していく考えがあるのかお伺いいたします。

第3点は、小学校の英語が必修と制度が変化し、さらには教職員の多忙化も問題視される中、支援員の適正化と確保、質の向上等、教育現場に費用対効果を論ずるべきではありませんが、多額の予算計上からして事業効果を求めていくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（茂木 隆） 6番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育指導部長。

○教育指導部長（伊藤雅己） 質問の学校生活支援事業についてお答え申し上げます。

はじめに、支援を要する児童生徒が増加している理由につきましては、支援の必要な児童生徒についての教職員や保護者の理解が進んだこと、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携が進み、就学時に教職員が児童生徒の状況を、よりきめ細かに把握できるようになったこと、早期発見や相談の受け入れ、早期療育という教育支援体制が整ってきたことによるものと捉えております。

したがいまして、本市における特別な支援が必要であると学校が報告した児童生徒は、平成25年度は3.99%、平成30年度には7.22%と、年々増加する傾向にあり、全国も同様の傾向にあります。

なお、文部科学省による通常学級における要支援の定義は、学習面では、知的な発達に遅れはないものの学習にうまく参加できず、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つ、または複数で著しい困難があること、行動面では、「不注意」「多動性」「衝動性」「対人関係やこだわり」などで一つ、または複数の著しい困難があることとされております。

次に、事業内容の精査、抜本的検証の必要性につきましては、特別支援教育を担当する指導主事が計画的に学校を訪問し、現状把握に努めております。さらに、教育委員会に特別支援教育アドバイザーを配置し、支援員配置校を年に複数回訪問し、児童生徒の現状や支援員の支援内容の確認を行うとともに、支援体制構築のための話し合いを管理職と行っております。

これらの報告をもとに必要に応じて担当指導主事が学校と連絡を取り、支援内容の確認や改善に向けた指導助言を行っております。

これらのことにより、対象となる児童生徒は、学校生活や学習経験の一つ一つが次の育ちや学びの礎となっております。児童生徒へのよりよい支援は、日々の支援の工夫の連続から生まれるものと捉えており、毎日の児童生徒の様子と支援を記録し、日常的に支援内容の見直しと絶え間ない改善をもって特別支援教育体制の充実に努めております。

次に、さらなる事業効果を求めた推進につきましては、支援員の確保や適正配置・資質の向上は事業を進める上で大事なことと捉えております。加えて、支援員の配置により対象児童生徒本人はもちろんのこと、学級全体の安定にもつながることから、学校現場の教職員の多忙化解消にも貢献していると認識しております。

こうした状況を踏まえ、市教育委員会や県教育委員会主催の研修会に、積極的に支援員の参加を促し、児童生徒の状況に応じた、よりよい支援のあり方についての研修を深め、支援員の資質向上を図っております。

また、昨年度の市民による市政評価における学校への支援員配置については、71.3%の市民が「必要である」と回答しており、年代別での回答においても、全年代で「必要である」との回答が最も高い割合となっています。

市教育委員会といたしましては、こうした状況も踏まえ、特別な支援を要する児童生徒を含めた全ての児童生徒が、安心して学べる教育環境となるよう、学校生活支援事業の充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長（茂木 隆） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、9番。

○9番（本間輝男） 最後になります。素晴らしい教育環境に通じております教育長に伺います。

この学校支援員の問題で問題になるときに、いつも話題になるのは、大規模校ほど支援を要する子どもが増えているという現象について、どのような認識であるのか、教育長としての所見を求めます。

○議長（茂木 隆） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 本間議員の再質問にお答えいたします。

はっきり言って大規模校には、もともとの児童生徒数が多いわけですので、そのペーントからいっても数はいるんですが、ただ、出現率というか割合でいうと、必ずしも大規模校だから非常に割合が高いというわけではございません。私はそういうふうに認識しております。

それから、その子の支援の要する障がいというかですね、その程度も様々でございます。大規模校はまず学級も多いですね、その中で先生方のやり取りも学年部というこの段階でやり取りありますので、そういった面では先生方、苦労しているかもしれません、いずれ大規模校だから割合が非常に高いとかですね、そういう認識ではございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（茂木 隆） はい、9番。

○9番（本間輝男） 長々と拙い質問をいたしましたが、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（茂木 隆） これにて9番本間輝男君の質問を終わります。

【9番 本間輝男議員 降壇】

○議長（茂木 隆） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 1時44分 散会

